

令和6年度 社会福祉法人 指導監査結果

| 所在地 | 法人名 | 指導監査実施日 | 文書による指導の内容 | 指導に対する是正状況 | 備考 |
|-----|------------------|----------|--|------------|----|
| 佐川町 | 社会福祉法人さくら福祉事業会 | R6.7.31 | 特になし | | |
| 大豊町 | 社会福祉法人大豊町社会福祉協議会 | R6.8.8 | <p>1 評議員の選任において、法人の定款で定めた評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）に基づき行われていないことが認められた。評議員の選任において、法令又は定款に定められた方法により行なうこと。</p> <p>2 理事会における理事長の職務の執行状況報告が行われていないことが認められた。理事長は、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）自己の職務の執行状況を理事会に報告し、議事録にその旨を記載すること。</p> <p>3 附属明細書の注記における国庫補助金等特別積立金の取り崩し額及び固定資産の取得価額並びに減価償却累計額及び当期末残高のうち器具及び備品の額が、計算書類と一致していないことが認められた。</p> <p>附属明細書の注記における国庫補助金等特別積立金の取り崩し額及び固定資産の取得価額並びに減価償却累計額及び当期末残高のうち器具及び備品の額は、計算書類と一致させること。</p> | 改善中 | |
| 高知市 | 社会福祉法人山寿会 | R6.8.21 | <p>理事会を2回続けて欠席した理事がいることが認められた。日程調整等により出席が可能とする措置を講ずること。</p> <p>なお、今後も欠席が続くことが見込まれる場合には、新たな理事を選任する等の措置を執ること。</p> | 改善済 | |
| 高知市 | 社会福祉法人ふるさと会 | R6.9.4 | <p>1 評議員会の日時及び場所等について、理事会の決議により定められていないことが認められた。評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めること。</p> <p>(1) 評議員会の日時及び場所</p> <p>(2) 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項</p> <p>(3) (1) (2)に掲げるもののほか、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあってはその旨）</p> <p>2 計算書類（第1号第2様式、第1号第3様式、第3号第2様式、第3号第3様式）において、内部取引が相殺されていないことが認められた。事業区分間及び拠点区分間における内部取引について、計算書類各号第2様式及び第3様式において相殺すること。</p> | 改善済 | |
| いの町 | 社会福祉法人伊野厚生事業協会 | R6.9.19 | <p>評議員の選任手続きにおいて、候補者に欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員もしくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと又は暴力団等の反社会的勢力に属する者ではないことについて、法人において確認してください。</p> | 改善済 | |
| 田野町 | 社会福祉法人ふうらうらんど | R6.9.25 | <p>1 役員のために締結される保険契約の内容の決定について、理事会で決議されていないことが認められた。理事会での決議を要する事項については、理事会で決議のうえ、必要な数の賛成を得ること。</p> <p>2 令和5年度において、理事会における理事長の職務の執行状況報告が行われていないことが認められた。理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告し、議事録にその旨を記載すること。</p> <p>3 理事会の議事録に、出席した理事の氏名が記載されていないことが認められた。理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合は、理事長以外の出席した理事の氏名を記載すること。</p> | 改善済 | |
| 佐川町 | 社会福祉法人花園保育園 | R6.10.9 | <p>計算書類に対する注記（法人全体）の記載事項と計算書類の記載事項は整合性がとれるように書類を整備してください。</p> | 改善済 | |
| 佐川町 | 社会福祉法人笑育会 | R6.10.17 | <p>理事長は、理事会において、3か月に1回以上職務執行に関する報告を行ってください。</p> | 改善済 | |
| 高知市 | 社会福祉法人高知県共同募金会 | R6.10.18 | 特になし | | |
| 芸西村 | 社会福祉法人芸西村社会福祉協議会 | R6.10.22 | <p>監事の選任に関する議案を評議員会に提出するために必要な監事の過半数の同意について同意書を得ていないことが認められた。監事選任議案を評議員会に提出するに当たっては監事の過半数の同意を書面で得ること。なお、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録へ同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印でも差し支えない。</p> | 改善中 | |

| 所在地 | 法人名 | 指導監査実施日 | 文書による指導の内容 | 指導に対する是正状況 | 備考 |
|------|--------------------|----------|--|------------|----|
| 佐川町 | 社会福祉法人仁淀川ふくし会 | R6.9.18 | <p>1 評議員の選任において、定款の定めるところにより行われていないことが認められた。評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款で定めるところにより選任すること。また評議員として選任された者から就任の承諾の意思表示があったことを文書（就任承諾書等）により確認すること。</p> <p>2 評議員会の日時及び場所について、理事会の決議により定められていないことが認められた。評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めること。</p> <p>(1) 評議員会の日時及び場所 (2) 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 (3) (1) (2)に掲げるもののほか、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあってはその旨）</p> <p>3 評議員会の議案に係る特別の利害関係を有する評議員の存否の確認については、原則議事録に記載すること。（当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録への記載も不要。）</p> <p>4 理事に施設の管理者が含まれていないことが認められた。施設を設置している法人においては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、理事のうち施設の管理者を選任すること。</p> <p>5 理事長が、理事会の決議によって選定されていないことが認められた。理事長の選定は、理事会の決議により行うこと。</p> <p>6 監事の就任承諾書が保存されていないことが認められた。監事の就任の意思表示があったことが確認できる書類（就任承諾書等）の保存をすること。</p> <p>7 理事会の議案に係る特別の利害関係を有する理事の存否の確認を行い、原則議事録に記載すること。（当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、理事の職務執行に関する法人の規程で、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある理事がいない場合には、議事録への記載も不要。）</p> <p>8 理事会における理事長の職務の執行状況報告が行われていないことが認められた。理事長は、定款の定めに基づき毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告し、議事録にその旨を記載すること。</p> <p>9 令和5年度の計算書類において、わかきの桜拠点とやっこそう拠点との拠点区分間貸付金（借入金）、わかきの桜拠点区分内のサービス区分間の貸付金（借入金）について相殺消去がされていないことが認められた。計算書類においては、すべての内部取引を相殺消去すること。</p> <p>10 社会福祉法人が作成すべき計算書類の附属明細書のうち、「事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書」、「引当金明細書」、「拠点区分事業活動明細書」、「サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書」が作成されていないことが認められた。各会計年度における計算書類の内容を補足する附属明細書について、法人全体又は拠点区分ごとに作成すること。</p> | 改善済 | |
| 四万十町 | 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 | R6.10.30 | <p>1 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するために必要な監事の過半数の同意について同意書を得ていないことが認められた。監事選任議案を評議員会に提出するに当たっては監事の過半数の同意を書面で得ること。なお、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録へ同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印でも差し支えない。</p> <p>2 令和5年度の計算書類において、法人運営拠点区分内のサービス区分間の繰入金について相殺消去がされていないことが認められた。計算書類においては、すべての内部取引を相殺消去すること。</p> <p>3 令和5年度の計算書類において、その他の積立金の計上（4,002円）に関して、理事会の決議に基づいていなかった。その他の積立金を計上する場合は、理事会の決議に基づくこと。また、積立金と同額の積立資産が計上されていなかった。（474,545円不足）積立金を計上した際には同額の積立資産を確保すること。</p> | 改善中 | |
| 中土佐町 | 社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会 | R6.11.11 | <p>評議員2名について、就任の意思表示があったことを文書により確認していないことが認められた。就任の意思表示があったことを文書（就任承諾書等）により確認すること。</p> | 改善済 | |